

人権の尊重

「第一生命の人権宣言」(人権を考える3本の柱)に基づき、一人ひとりが人権問題に対し正しい理解と認識を持ち、あらゆる場において常に相手を思いやる心を持って行動できる職員の育成に努めています。

第一生命の人権宣言と行動規範

昭和61年度を「人権元年」と位置づけ「人権を考える3本の柱」を宣言しました。平成10年度には職員の「行動規範」に人権尊重に関わる内容を盛り込みました。

人権宣言 3本の柱

- 第一生命は基本的人権を尊重し、法の下に自由と平等と相互扶助の心の育成に努めます。
- 第一生命は企業人である前に立派な社会人である職員の創造に努めます。
- 第一生命は企業の社会的責任を正しく理解し行動できる人材の教育に努めます。

行動規範

- 役職員一人ひとりの人格・個性を尊重し、変革を恐れない自由闊達な風土を醸成していく。
- 性別、年齢、国籍、人種、民族、宗教、社会的地位、障がい等を理由として差別しない。
- セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントは行わない。また、他人のこれらの行為を見逃さない。

人権啓発の主な取組み

人権啓発推進体制

人権啓発の推進体制として、昭和54年度に「同和研修推進本部」を発足させました。その後、同和問題だけでなく、広く人権問題に取り組む社会の動きと合わせ、昭和59年度に「人権問題研修推進本部」と改め、さらに平成16年度に「人権啓発推進本部」としました。

また、人事部内に「人権啓発室」を設け、全社的な人権啓発に取り組んでいます。

人権啓発推進本部	
本部組織	下部組織
<ul style="list-style-type: none"> ◎本部長 人事担当役員 ◎理事 本部長より任命 ◎事務局 本社管理職より任命 	<ul style="list-style-type: none"> ◎本社啓発委員 各部 管理職1名 役付1名 ◎支社啓発委員 支社長、副支社長 役付2名

セクハラ、パワハラ防止への取組み

職員携帯ファイル「ビジョン&ルール」や各種マニュアルに、セクハラ、パワハラの防止取組みと相談受付窓口を掲載し、周知を図っています。特にセクハラについては「セクハラ相談窓口」(女性担当者3名)を設置し、安心して相談できる体制を整えており、迅速で適切な対応を行っています。なお、所属別研修・階層別研修などの人権研修にて繰り返し啓発を実施し、未然防止に努めています。

人権啓発研修

日本固有の人権問題である同和問題を機軸に据え、社会的な関心・意識が高まりつつある女性、障がい者、高齢者、外国人等人権問題全般についての意識を一層高めるべく、全職員対象に社内研修を繰り返し実施しています。近年パワーハラスメントが社会問題化しつつあることから、従来の重点啓発テーマである「同和問題」「障がい者理解」に、「ハラスメント防止」を加え、啓発に取り組みました。具体的には、「パワハラ防止」をテーマに全社一斉の所属別研修を実施しました。また、本社管理職人権研修において横浜労災病院 勤労者メンタルヘルスセンター長の山本晴義先生に「パワハラ防止、働く人のメンタルヘルス」をテーマに講演していただきました。



■平成20年2月本社管理職人権研修
横浜労災病院 勤労者メンタルヘルスセンター長
山本 晴義 先生

第一生命では、「東京人権啓発企業連絡会」に加盟し、行政機関や人権に関する諸団体等が開催するセミナー・研修会等に積極的に参加して人権啓発の取組みに役立てています。